

栃木市告示第212号

令和8年3月26日付け栃木市告示第106号により告示した栃木農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更の案を、当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、同法第13条第4項の規定により準用する同法第11条第2項の規定により、栃木市内に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに栃木市に意見書を提出することができる。

また、同法第13条第4項の規定により準用する同法第11条第3項の規定により、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更の案に対して異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に栃木市にこれを申し出ることができる。

令和 8年 5月26日

栃木市長 琴 寄 昌 男



1. 縦覧期間

自 令和 8年 5月27日

至 令和 8年 6月25日

## 2. 縦覧場所

栃木市役所産業振興部農業振興課 栃木市万町9番25号

## 3. その他

### (1) 意見書の提出方法等

ア 意見のあるときは、農業振興課に文書により提出すること。

イ 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ処理結果を公告することとする。

### (2) 異議の申出方法等

ア 異議のあるときは、農業振興課に文書により提出すること。



## 変更理由書

## (1) 栃木農業振興地域整備計画の変更理由

栃木農業振興地域整備計画において農用地に指定されている農地について、農用地から除外したいとの申出が有り、関係機関等に意見照会を行ったところ「異議なし」との回答を得たことから、市として除外はやむなしと判断した（下都賀農業振興事務所との事前協議で「適」回答を得ている）。

## (2) 農用地利用計画の変更理由

## ① 農用地区域からの除外

No.	農用地区域から除外する土地	除外理由
1	栃木市大平町土与字東 2番2の一部	申出地は、大平町土与の既存資材置場に接する農地である。 土地改良事業の完了から8年以上経過している。 資材置場の敷地拡張を計画したが、事業予定地が農用地区域であったため農振除外が必要となった。 申出の内容から他に代替する土地がなく、効率的利用、総合的利用及び営農上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと思われ、本申出は農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第13条第2項に基づき適当であると判断する。
2	栃木市大平町土与字南前 58番	申出地は、大平町土与の既存集落に接する農地である。 土地改良事業の完了から8年以上経過している。 市道1001号線の交差点にコンビニエンスストアの新設を計画したが、事業予定地の一部が農用地区域であったため農振除外が必要となった。 申出の内容から他に代替する土地がなく、効率的利用、総合的利用及び営農上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと思われ、本申出は農振法第13条第2項に基づき適当であると判断する。
3	栃木市都賀町大柿字生出宿 3103番1の一部	申出地は、都賀町大柿の既存集落に接する農地である。 土地改良事業の完了から8年以上経過している。 親族所有の土地に一般住宅の新築を計画したが、事業予定地が農用地区域であったため農振除外が必要となった。 申出の内容から他に代替する土地がなく、効率的利用、総合的利用及び営農上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと思われ、本申出は農振法第13条第2項に基づき適当であると判断する。
4	栃木市西方町元字水無 2371番 2372番1 2372番2 2372番3	申出地は、西方町元地内の国道293号線に面する農地である。 土地改良事業の完了から8年以上経過している。 既存工場の周辺に資材置場を計画したが、事業予定地が農用地区域であったため農振除外が必要となった。 申出の内容から他に代替する土地がなく、効率的利用、総合的利用及び営農上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと思われ、本申出は農振法第13条第2項に基づき適当であると判断する。



2. 縦覧場所

栃木市役所産業振興部農業振興課 栃木市万町9番25号

3. その他

(1) 意見書の提出方法等

- ア 意見のあるときは、農業振興課に文書により提出すること。
- イ 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ処理結果を公告することとする。

(2) 異議の申出方法等

- ア 異議のあるときは、農業振興課に文書により提出すること。

